

# 水道用次亜塩素酸ナトリウム 仕様書

## 1. 適用範囲について

この仕様書は、令和 8 年度において奈良県広域水道企業団桜井事務所が購入する次亜塩素酸ナトリウムに関し、入札参加者が入札単価を見積もるために必要な事項を示すものとする。

## 2. 品質規格について

(1) 水道施設の技術的基準を定める省令第 1 条第 1 6 号の規定に基づく基準（別表第 1）に適合すること。

(2) 納入される薬品の品質は下表に示す規格に適合すること。

引用規格：JWWA-K-120-2008-2 品質一級

項目	規格値
有効塩素 (%)	12.0 以上
外観	淡黄色の透明な液体
比重 (20℃)	1.16 以下
遊離アルカリ (%)	2 以下
臭素酸 (mg/kg)	50 以下
塩素酸 (mg/kg)	4,000 以下
塩化ナトリウム (%)	4.0 以下

## 3. 購入予定数量及び納入先について

(1) 令和 8 年度購入予定数量は約 42,000 kg である。ただし、この数量は、原水の水量及び水質等の状況に応じて増減します。

(2) 納入先は次のとおりです。

桜井市外山 5 1 外山浄水場

## 4. 契約締結に際して

落札者は、落札後速やかに、当該調達物品が仕様書に掲げる品質規格に合致した物品であることを証するため、また化学物質の適切な管理を行うため、次の①～③の書面を奈良県広域水道企業団 企業長（以下「企業長」という。）に提出すること。

①規格報告書 ※第三者分析機関（公立の工業試験所又はこれと同等以上と桜井事務所が認める第三者の分析機関）により証されたもの

②供給証明書

③安全データシート

## 5. 納入について

(1) 契約者は、納入の都度、納入品に係る次の①及び②の書面を企業長に提出すること。

①規格報告書 ※製造会社により証されたもの

②計量証明書（計量法に基づくもの）

(2) 納入には、荷卸し作業を含むものとする。

(3) 納入に当たっては、関係法規及び関係官公署の通達・指示事項を厳守するとともに、納入（検収を含む。）に関する諸手続きは、担当課である工務課と緊密な連絡のもと、その指示に従い、納入者の負担で行うこと。

(4) 納入は、他に優先して行い、1 回あたりの納入量は、1,000 kg～4,000 kg 程度とする。納入は、外山浄水場については専用タンクローリー（1 t～4 t 車程度）により 9 時から 15 時までに行うこと。

(5) 納入品について必要があれば、桜井事務所において成分検査を行う。

なお、検査の結果が 2 の品質規格に相違するときは、納入者は、納入者の負担において直ちに

貯槽内全量を適合品と交換すること。

6. 代金の請求について

(1)物品の発注及び請求書の提出については、桜井事務所（桜井市外山51、電話代0744-42-9211・(直)0744-46-0624）とする。

(2)請求書の提出は、検査及び検収終了後に行うこと。

なお、月ごとの請求額に円未満の端数が生じる場合は、切り捨てること。

7. 契約書及びこの仕様書に定めのない事項に関しては、桜井事務所及び納入者において協議のうえこれを定める。

○別表第1

水道施設の技術的基準を定める省令第1条第16号に規定する別表第1

評価項目	評価基準値
	下記の数値以下であること (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.0003
水銀及びその化合物	0.00005
セレン及びその化合物	0.001
鉛及びその化合物	0.001
ヒ素及びその化合物	0.001
六価クロム化合物	0.002
亜硝酸態窒素	0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0
ホウ素及びその化合物	0.1
四塩化炭素	0.0002
1,4-ジオキサン	0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004
ジクロロメタン	0.002
テトラクロロエチレン	0.001
トリクロロエチレン	0.001
ベンゼン	0.001
塩素酸	0.4
臭素酸	0.005
亜鉛及びその化合物	0.1
鉄及びその化合物	0.03
銅及びその化合物	0.1
マンガン及びその化合物	0.005
陰イオン界面活性剤	0.02
非イオン界面活性剤	0.005
フェノール類	フェノールの量に換算して 0.0005
有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	0.3
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	0.5 度
アンチモン及びその化合物	0.002
ウラン及びその化合物	0.0002
ニッケル及びその化合物	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.0004
亜塩素酸	0.6
二酸化塩素	0.6
銀及びその化合物	0.01
バリウム及びその化合物	0.07
モリブデン及びその化合物	0.007
アクリルアミド	0.00005

※技術基準省令第1条第16号(別表第1)が改正になる場合はその改正された省令に従うものとします。